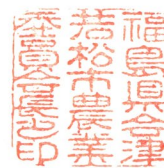


会津若松市農業委員会告示第 1 号

下記の農地は、農地法第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 32 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 1 月 14 日

会津若松市農業委員会会長 渡 部 政 美



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地の所有者等 の情報
会津若松市北会津町東麻生 字宮田 20 番 2	田	625	所有権	登記名義人 (亡) 坂内 洋道
会津若松市北会津町西麻生 字館野 6 番 2	畑	1,983		

※農地法第 33 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが
確実と認められるものとして農地法施行規則第 78 条第 1 号イに該当する農地

2 この告示は、農地法第 33 条第 1 項の農地について、同法第 32 条第 3 項の規定による
探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用
及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事項を
記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて会津若松市農業委員会
に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、
代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この告示があった日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合
には、農地法第 41 条に基づき、福島県農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に
係る農地について福島県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。